

「子ども・子育て支援新制度」における各基準（案）に関する

パブリックコメントの結果について

加古川市 福祉部 こども支援局 こども課
加古川市教育委員会事務局 教育指導部
社会教育・スポーツ振興課

「子ども・子育て支援新制度」における各基準（案）について、平成26年7月4日（金）から平成26年8月4日（月）までパブリックコメントを実施いたしました。

お寄せいただいたご意見と、ご意見に対する本市の考え方は別紙のとおりです。

ご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

【パブリックコメントの結果概要】

○ご提出いただいたご意見の内訳

・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）	5件
・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）	0件
・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）	0件
・基準（案）に関するご意見以外のもの	7件

【参考】ご意見を提出された方の総数 5名

※ご意見の趣旨が同内容のものについては、合わせて1件として計上しています。

そのため、別紙「ご提出いただいたご意見と本市の考え方」において公表する件数とは一致しないことがあります。

「加古川市における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）」についての

ご意見及び本市の考え方

1. 事故等に対する体制、責任の範囲に関する事項

ご意見の概要	不慮の事故が起こらないとは誰にも言えない。体制や責任の範囲などを詳細に決めておく必要がある。
基準への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、家庭的保育事業者等に対して、事故に対応するための体制を定めた運営規程の作成などを義務付けます。 ・市は、基準で、事故の責任の範囲について定めません。
本市の考え方	<p>①事故防止等の体制整備について</p> <p>市は、子どもの安全を確保し、事故を未然に防ぐために、事業者に対しては、十分な安全管理体制の整備を求めることが重要であると考えています。</p> <p>このため、基準では、家庭的保育事業者等に対して、子どもの事故などに対応するための体制を定めた「運営規程」を作成することを義務付けます。</p> <p>このほか、市は、家庭的保育事業者等に対して、非常災害に対応するための具体的な計画の作成や必要な設備の設置、毎月1回の訓練の実施、衛生管理等の措置を講ずることを義務付けます。</p> <p>②責任の範囲について</p> <p>事故の責任の範囲は、事故の発生した状況や内容によって、異なるものと考えています。</p> <p>このため、基準では、事故の責任の範囲について定めません。</p> <p>ただし、市は、家庭的保育事業者等に対して、子どもの安全に最大限に配慮した体制を義務付け、事業者への指導や監督を通して、子どもの安全を確保するための適切な運営を求めます。</p>
参考	<p><基準（案）で定めている家庭的保育事業者等への義務付けの内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の対応方法・非常災害対策等を定めた運営規程の作成 ・非常災害に必要な設備の設置 ・非常災害に対する計画の作成 ・毎月1回の訓練の実施 ・衛生面に配慮した運営

2. 連携施設に関する事項

ご意見の概要	<p>大阪市の保育ママ制度のように、実施保育所の支援を受けながら近隣の賃貸アパートで少人数保育が展開されるのであれば、預かる方も預ける方も、より安心できるのではないかと。</p>
基準への対応	<p>市は、少人数保育の質を担保するため、家庭的保育事業者等に対して「連携施設」を確保することを義務付けます。</p>
本市の考え方	<p>市は、家庭的保育事業等の実施にあたり、小規模、少人数での保育であっても、その質を担保することが必要であると考えています。</p> <p>このため、基準では、家庭的保育事業者等に対して、保育に関する相談や助言、支援等を受けることができるよう、認定こども園、幼稚園、保育所を「連携施設」として確保することを義務付け、保護者が安心して子どもを預けることのできる保育体制の確立を求めます。</p>
参考	<p><基準（案）で定めている家庭的保育事業者等への連携施設の確保の義務付けの内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「連携施設」の確保 ・「連携施設」は、認定こども園・幼稚園・保育所とする <p><連携施設とは></p> <p>家庭的保育事業者等に対して、協定に基づき次の支援を行う施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育に関する相談、助言、支援等を行う ・集団保育を体験させるための機会を設ける ・家庭的保育事業者等が保育を提供できない場合に、代わって保育を提供する ・利用している子どもが3歳になった際には、教育や保育の受け皿となる

3. 従事者の資格に関する事項

<p>ご意見の概要</p>	<p>①保育士資格が必要である。</p> <p>②規模が小さくても、預かる子どもに変わりはないはず。専門的な知識を持った保育士が保育にあたるべき。全体的な保育の質の低下につながるおそれがある。</p> <p>③家庭的保育事業を行う者の資格は、特に乳児の保育に携わった経験年数の長い人材が最適である。個人の育児経験などは含まず、プロとしての経験が最重視されなくてはならない。</p>																							
<p>基準への対応</p>	<p>市は、家庭的保育事業等の従事者の資格について、保育士に限定しません。</p>																							
<p>本市の考え方</p>	<p>市は、事業の実施責任者である管理者を原則有資格者とすることによる質の担保と、すべての従事者を保育士に限定しないことで事業への参入を促進することによる量の確保のどちらも達成することを目指すために、最低限必要と考える資格基準を定めます。</p> <p>このため、基準では、家庭的保育事業等の従事者の資格について、保育士に限定しません。</p>																							
<p>参考</p>	<p><基準（案）で定めている家庭的保育事業等の従事者の資格></p> <table border="1" data-bbox="279 1077 1476 1346"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>家庭的保育事業</th> <th>小規模保育事業 (A)</th> <th>小規模保育事業 (B)</th> <th>小規模保育事業 (C)</th> <th>事業所内保育事業 (保育所型)</th> <th>事業所内保育事業 (小規模型)</th> <th>居宅訪問型保育事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従事者</td> <td>家庭的保育者</td> <td>保育士</td> <td>保育士か研修修了者</td> <td>家庭的保育者</td> <td>保育士</td> <td>保育士か研修修了者</td> <td>家庭的保育者</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆小規模保育事業(A)、(B)及び事業者内保育事業（保育所型・小規模型）の責任者は、保育士資格が必要です。</p> <p>◆家庭的保育者になるための市長が行う研修制度 保育士は、少人数保育を行うための基礎研修 保健師・看護師は、基礎研修に加え、保育に関する基本的な認定研修 保育士・保健師・看護師の資格がない者は、基礎研修に加え、20日間以上の実習を含む認定研修</p> <p>◆小規模保育事業（B型）と事業所内保育事業（小規模型）は、従事者の1/2以上を保育士とする必要がある</p>								事業	家庭的保育事業	小規模保育事業 (A)	小規模保育事業 (B)	小規模保育事業 (C)	事業所内保育事業 (保育所型)	事業所内保育事業 (小規模型)	居宅訪問型保育事業	従事者	家庭的保育者	保育士	保育士か研修修了者	家庭的保育者	保育士	保育士か研修修了者	家庭的保育者
事業	家庭的保育事業	小規模保育事業 (A)	小規模保育事業 (B)	小規模保育事業 (C)	事業所内保育事業 (保育所型)	事業所内保育事業 (小規模型)	居宅訪問型保育事業																	
従事者	家庭的保育者	保育士	保育士か研修修了者	家庭的保育者	保育士	保育士か研修修了者	家庭的保育者																	

4. 人員配置に関する事項

<p>ご意見の概要</p>	<p>職員の人員配置は次のようにすべきである。(数字は【子どもの数：保育士等の数】の順)</p> <table border="0"> <tr> <td>0歳</td> <td>2：1</td> <td>3歳</td> <td>10：1</td> </tr> <tr> <td>1歳</td> <td>3：1</td> <td>4歳</td> <td>20：1</td> </tr> <tr> <td>2歳</td> <td>5：1</td> <td>5歳</td> <td>30：1</td> </tr> </table>	0歳	2：1	3歳	10：1	1歳	3：1	4歳	20：1	2歳	5：1	5歳	30：1						
0歳	2：1	3歳	10：1																
1歳	3：1	4歳	20：1																
2歳	5：1	5歳	30：1																
<p>基準への対応</p>	<p>市は、家庭的保育事業等の最低限の人員配置として、次のように定めます。</p> <table border="0"> <tr> <td>0歳</td> <td>3：1</td> <td>3歳</td> <td>20：1</td> </tr> <tr> <td>1、2歳</td> <td>6：1</td> <td>4歳以上</td> <td>30：1</td> </tr> </table> <p>ただし、家庭的保育事業及び小規模保育事業（C）は、子どもの年齢にかかわらず3：1（家庭的保育補助者を配置する場合は5：2）、居宅訪問型保育事業については、1：1と定めます。</p>	0歳	3：1	3歳	20：1	1、2歳	6：1	4歳以上	30：1										
0歳	3：1	3歳	20：1																
1、2歳	6：1	4歳以上	30：1																
<p>本市の考え方</p>	<p>市は、適切な職員を配置することによる質の担保と、家庭的保育事業等の活用による量の確保のどちらも達成することを目指すために、最低限必要と考える人員配置を定めます。</p> <p>このため、基準では、最低限の人員配置として、上記のとおり定めます。</p> <p>なお、家庭的保育事業者等は、さらなる保育の質の向上のため、市の基準を超えて人員を配置することができます。</p>																		
<p>参考</p>	<p><基準（案）で定めている家庭的保育事業等の人員配置の基準></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>家庭的保育事業</th> <th>小規模保育事業（A）</th> <th>小規模保育事業（B）</th> <th>小規模保育事業（C）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年齢にかかわらず 3：1</td> <td>0歳 3：1 1・2歳 6：1 3歳 20：1</td> <td>0歳 3：1 1・2歳 6：1 3歳 20：1</td> <td>年齢にかかわらず 3：1</td> </tr> <tr> <td>家庭的保育補助者を配置する場合は5：2</td> <td>4歳以上 30：1 上記の合計数+1</td> <td>4歳以上 30：1 上記の合計数+1</td> <td>家庭的保育補助者を配置する場合は5：2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業所内保育事業（保育所型）</th> <th>事業所内保育事業（小規模型）</th> <th>居宅訪問型保育事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳 3：1 1・2歳 6：1 3歳 20：1 4歳以上 30：1 (2人以上とすること)</td> <td>0歳 3：1 1・2歳 6：1 3歳 20：1 4歳以上 30：1 上記の合計数+1</td> <td>年齢にかかわらず 1：1</td> </tr> </tbody> </table> <p>・家庭的保育事業等は、原則として0～2歳までの子どもを対象とする事業です。</p>	家庭的保育事業	小規模保育事業（A）	小規模保育事業（B）	小規模保育事業（C）	年齢にかかわらず 3：1	0歳 3：1 1・2歳 6：1 3歳 20：1	0歳 3：1 1・2歳 6：1 3歳 20：1	年齢にかかわらず 3：1	家庭的保育補助者を配置する場合は5：2	4歳以上 30：1 上記の合計数+1	4歳以上 30：1 上記の合計数+1	家庭的保育補助者を配置する場合は5：2	事業所内保育事業（保育所型）	事業所内保育事業（小規模型）	居宅訪問型保育事業	0歳 3：1 1・2歳 6：1 3歳 20：1 4歳以上 30：1 (2人以上とすること)	0歳 3：1 1・2歳 6：1 3歳 20：1 4歳以上 30：1 上記の合計数+1	年齢にかかわらず 1：1
家庭的保育事業	小規模保育事業（A）	小規模保育事業（B）	小規模保育事業（C）																
年齢にかかわらず 3：1	0歳 3：1 1・2歳 6：1 3歳 20：1	0歳 3：1 1・2歳 6：1 3歳 20：1	年齢にかかわらず 3：1																
家庭的保育補助者を配置する場合は5：2	4歳以上 30：1 上記の合計数+1	4歳以上 30：1 上記の合計数+1	家庭的保育補助者を配置する場合は5：2																
事業所内保育事業（保育所型）	事業所内保育事業（小規模型）	居宅訪問型保育事業																	
0歳 3：1 1・2歳 6：1 3歳 20：1 4歳以上 30：1 (2人以上とすること)	0歳 3：1 1・2歳 6：1 3歳 20：1 4歳以上 30：1 上記の合計数+1	年齢にかかわらず 1：1																	

5. 看護師、栄養士、嘱託医の配置に関する事項

ご意見の概要	看護師、栄養士、嘱託医について、保育の規模に関係なく必要である。
基準への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、家庭的保育事業者等に対して、嘱託医の確保を義務付けます。 ・市は、家庭的保育事業者等に対して、看護師及び栄養士の配置を義務付けません。
本市の考え方	<p>①嘱託医の確保について</p> <p>市は、子どもの安全、安心を担保するため、家庭的保育事業者等に対して、嘱託医の確保を義務付けます。</p> <p>ただし、市は、居宅訪問型保育事業について、家庭的保育者1人が子ども1人の保育を実施し、体調の急変などの緊急時には家庭的保育者自らが病院を受診させるといった対応が可能であることなどから、嘱託医の確保を義務付けません。</p> <p>②看護師及び栄養士の配置について</p> <p>市は、家庭的保育事業者等に対して、子どもの安全、安心を担保する仕組みや子どもの栄養管理面を担保する仕組みによる運営を義務付けているため、看護師及び栄養士の配置を義務付けません。</p> <p>なお、市は、子どもの栄養管理について、献立例を提供するなどの必要な支援を行います。</p>
参考	<p>◆家庭的保育事業者等に次のことを義務付けています。</p> <p><子どもの安全、安心を担保するための仕組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医を確保すること ・連携施設を確保すること <p><子どもの栄養管理を担保するための仕組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健全な発育に必要な栄養量を満たすこと ・栄養、身体的状況、嗜好を考慮すること ・あらかじめ作成された献立によること

**「加古川市における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）」
についてのご意見**

基準（案）についてのご意見はありませんでした。

**「加古川市における放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）」
についてのご意見**

基準（案）についてのご意見はありませんでした。

基準（案）に関するご意見以外のご意見について

このたびパブリックコメントを実施した基準（案）に関するご意見以外のご意見については、個別のご意見に対する本市の考え方は公表いたしません。今後の子育て支援施策を検討するうえでの参考とさせていただきます。

新制度では、質の高い幼児期の学校教育・保育環境の整備と保育の量的拡大・確保、さらには地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実を目指しています。現在策定を進めている「子ども・子育て支援事業計画」や、これに基づき展開する事業が、子どもにとって最善の利益となるよう検討を進めてまいります。

ご意見の概要

現在の制度でも不十分だと思う。

もっと子どもの側に立った視点が必要。今の制度より絶対悪くならないようにしてほしい。

特に、発達の弱さを持った子ども、ゆっくりの子ども、個性の強い子どもなど、制度が今より悪くなると心配である。

一人一人がダイヤモンドの原石である。未来を創る主人公である。

学童保育（児童クラブ）に入れなくて母親が仕事を辞めた方が身近にいる。その方のキャリアは社会の損失である。

ぜひ、女性も安心して働ける社会にしてほしい。

働いていなくても安心して放課後に子どもが遊べる場がない。

神戸市のように、小学校区ごとに児童館を作って欲しい。

保育の仕事に携わって30年近くになるが、新任だったころに比べて保育の仕事が多岐にわたり、また非常に複雑になってきたと実感している。

特に0～2歳児の育児に関しては、その後の成長発達のうえで最も大切な時期であり、愛着形成が重要である。

それぞれの発達段階に応じた適切な働きかけをすることで、発語や社会性の芽生えを促す。最近では3歳以上児の教育について語られる機会が多いが、3歳になるまでの保育について、もっと議論する必要があると思う。

赤ちゃんの喃語に応え、指の動き・発達を支えるところから乳児の保育は始まる。気になる子どもやグレーゾーンの子どもの保育士が最初に気付くのも3歳までの時期である。

加古川市が乳児保育の先進的な取り組みを展開する理想的な市になってほしいと心から切望している。

新制度で実際の保育がどのように変わるのかわからない。説明会をしてほしい。【2件】

障がいのある子どもたちがどのように保育してもらえるのか、助成について知りたい。

保育所の面積基準について、保育室 1.98 m²/人、乳児室 1.65 m²/人では狭すぎる。3.3 m²/人とすべき。

保育所の人員配置について、1歳児 6 : 1、3歳児 20 : 1、4・5歳児 30 : 1では少なすぎる。心の安定を図る十分な保育ができない。1歳児 5 : 1、3歳児 15 : 1、4・5歳児 20 : 1が必要だと思う。

（市注：保育所の認可基準については、兵庫県が条例で定める基準であり、募集した案件以外のご意見といたします。）